

●市営住宅の家賃減免制度のあり方について

○ 低収入減額の事由別構成比（平成 18 年度）

	公 営 住 宅	改 良 住 宅
高 齢	28.7%	58.6%
母 子	20.6%	1.1%
傷 病	0.1%	0.1%
障 害	4.9%	1.4%
失 業	35.6%	22.3%
そ の 他	10.1%	16.5%

※ 公営住宅は適用件数，改良住宅（仮設住宅等を除く。）は適用世帯数

○ 低収入減額の減額率別構成比（平成 18 年度）

	公 営 住 宅	改 良 住 宅
8 割	90.1%	91.9%
6 割	4.7%	3.6%
4 割	3.3%	2.7%
2 割	2.0%	1.8%

※ 公営住宅は適用件数，改良住宅（仮設住宅等を除く。）は適用世帯数

○ 低収入減額適用世帯の所得の状況（平成 21 年 2 月時点）

	減 額 適 用 世 帯 数	政 令 月 収 0 円 世 帯 数	粗 収 入 0 円 世 帯 数
公 営 住 宅	2,746	1,787 (65.1%)	862 (31.4%)
改 良 住 宅	1,494	988 (66.1%)	592 (39.6%)
合 計	4,240	2,775 (65.4%)	1,454 (34.3%)

※ 減額適用世帯数には生活保護世帯は含まない。

※ 粗収入は，所得控除，扶養控除等の各種控除を行う前の収入

第4回公的住宅小委員会資料2

○ 事例別の減免収入基準（政令月収）と推計粗収入の比較

【事例①】	入居者：夫 75 歳	同居者：妻 71 歳	収入：年金
【事例②】	入居者：夫 26 歳	同居者：妻 27 歳	収入：給与
【事例③】	入居者：夫 30 歳	同居者：妻 30 歳，子 5 歳	収入：給与，児童手当
【事例④】	入居者：母 35 歳	同居者：1 子 16 歳，2 子 14 歳	収入：給与，児童扶養手当

適用率	政 令 月 収	推 定 粗 収 入			
		事 例 ①	事 例 ②	事 例 ③	事 例 ④
8 割	0～20,800 円	0～312 万円	0～192 万円	0～239 万円	0～284 万円
6 割	20,801～31,200 円	193～325 万円	128～205 万円	175～258 万円	285～299 万円
4 割	31,201～41,600 円	206～337 万円	141～217 万円	194～276 万円	300～314 万円
2 割	41,601～52,000 円	218～350 万円	153～232 万円	212～294 万円	315～329 万円

※ 推定粗収入は，所得控除，扶養控除等の各種控除を行う前の収入の推計額

※ 同居親族の所得の状況により，推定粗収入の額に幅が生じる。

○ 事例別の粗収入及び最低生活費の比較

低収入減額適用の上限である政令月収 52,000 円に該当する世帯の粗収入と推計最低生活費を事例別に算定し，比較する。〔家賃は 2 割減額後，2 万円として試算〕

【事例①】	入居者：68歳	同居扶養親族：なし	収入：年金
【事例②】	入居者：夫66歳	同居扶養親族：妻63歳	収入：年金
【事例③】	入居者：夫32歳	同居扶養親族：妻32歳	収入：給与
【事例④】	入居者：夫38歳	同居扶養親族：妻35歳，1子9歳，2子8歳	収入：給与

区 分	事 例 ①	事 例 ②	事 例 ③	事 例 ④
粗 収 入(ア)	182 万円	220 万円	167 万円	277 万円
最低生活費(イ)	121 万円	170 万円	180 万円	290 万円
差引(ア－イ) (ア：イ)	61 万円 (1.50:1)	50 万円 (1.29:1)	△ 13 万円 (0.93:1)	△ 13 万円 (0.96:1)

※ 粗収入は，所得控除，扶養控除等の各種控除を行う前の収入の推計額。ただし，同居親族の所得額等を 0 円として推計している。

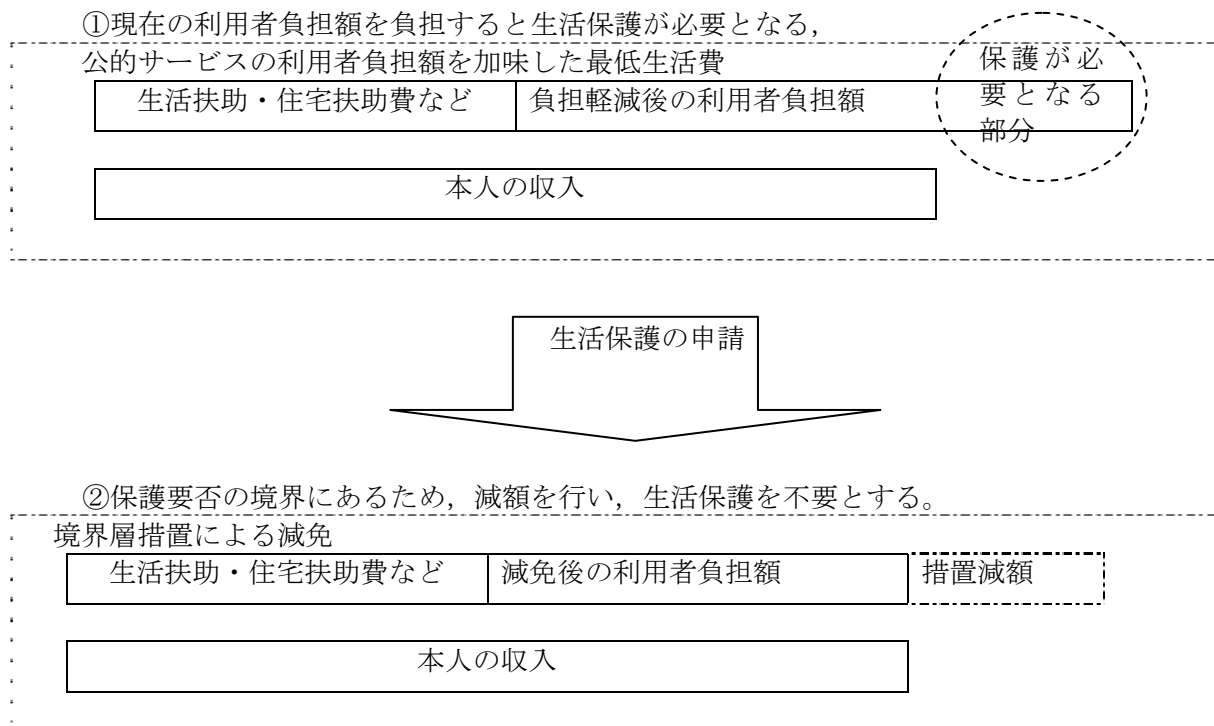
※ 最低生活費は，生活保護の基準に基づき算定した。内訳は，生活費（個人単位，世帯単位，児童養育費），家賃，教育費である。

- 福祉部局内における生活保護制度との連携を図った減免措置（境界層措置による減免）

1 境界層減免の概要

障害者・高齢者に対する公的サービスにおける利用者負担が過重とならないよう、所得階層でサービスに応じて利用者負担軽減措置がとられるが、下図のように通常の軽減後の利用者負担額を負担すれば、要保護となる者について、利用額や負担額を更に軽減すれば、保護を要しない場合に、生活保護の要否判定により利用者負担の軽減を行う。

図：境界層による利用者負担の減免の対象となる者



2 減額の方法

- (1) 生活保護の申請に基づき、福祉事務所で調査を行い、境界層該当の場合は境界層該当証明を発行し、減額申請の助言をする。減額申請に基づき、当該減額を実施。
- (2) 適用順位に基づき負担額を減額していく。
 - <介護保険>
 - 居住費の負担額の減額→食費負担額の減額→介護サービス費の減額→介護保険料の減額
 - <障害福祉サービス>
 - 定率負担額の減額→食費等負担額の減額→自立支援医療費の減額

3 境界層措置による減免の特徴

- (1) 最低生活費を基準とした減額がなされる。
- (2) 福祉事務所による世帯状況、扶養や資産調査が行われたうえで実施される。
- (3) 障害、高齢福祉部局と生活福祉部局の連携が図れる。
- (4) 法令に基づく措置である（障害者自立支援法、介護保険法等）。
- (5) サービス利用者かつ生活保護境界層である場合に適用されることから、適用件数は極めて少ない。